横浜市公告第154号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和５年３月24日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルプロ横浜港北インター

都筑区川向町2,003番地の５

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ロイヤルホームセンター株式会社

代表取締役　中山正明

大阪市西区阿波座１丁目５番16号

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店の名称及び所在地	ロイヤルプロ横浜港北インター 都筑区川向町南耕地地区土地区画整理事業施行地区内	ロイヤルプロ横浜港北インター 都筑区川向町2,003番地の５

(4)　変更の年月日

令和５年１月13日

(5)　変更した理由

土地区画整理事業完了に伴う本換地の実施のため

２　届出年月日

令和５年２月10日

３　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課